

平成31年4月24日

阿賀野市議会議長 風 間 輝 榮 様

社会厚生常任委員会委員長 中 島 正 昭

所 管 事 務 調 査 報 告 書

本委員会は、平成31年第1回議会定例会において議決を経た、閉会中の所管事務調査を下記のとおり行ったので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事項 (1) 放課後児童クラブの運営状況について
- 2 調査期日 平成31年4月24日(水) 午後2時00分
- 3 調査経過

平成31年4月24日、米山民生部長、山崎市民生活課長、菅井健康推進課長、山崎社会福祉課長、宮尾高齢福祉課長、齋藤生涯学習課長並びに担当職員の出席を求めて本委員会を開催し、調査事項について担当課長から説明を受け、質疑・意見集約を行いました。

4 調査結果

阿賀野市における児童クラブは、公立2施設、私立7施設で運営されており、平成31年4月1日現在における児童クラブの利用登録数は、9園での合計が480名となっていますが、公立の2施設について調査を行いました。

① 児童クラブの現状

地区	施設名称	定員 (人)	登録数 (人)		地区	施設名称	定員 (人)	登録数 (人)		
			H30	H31				H30	H31	
安田	やすだ児童クラブ(公)	60	35	52	水原	すぎの子クラブ	60	65	62	
	風の子児童クラブ	65	69	61		ひまわり笑楽館	40	28	42	
京ヶ瀬	コスモス児童クラブ(公)	70	9	76		おとぎのくに児童クラブ	50	66	63	
	京ヶ瀬児童クラブ	60	48	-		たちばな学童クラブ	40	41	45	
笹神	すみれ児童クラブ	24	24	24		安野学童クラブ	40	51	55	
合 計							509	436	480	

※登録数は平成 30 年 5 月 1 日及び平成 31 年 4 月 1 日現在。 一時利用児童も含む。

## ②児童クラブの目的

共働き等により、昼間保護者がいない家庭の小学校に在籍する児童に適切な遊びと生活の場を与え、集団指導及び個別指導を通じて児童の健全な育成を図ることを目的としています。

## ③施設の基準

基準	内容
クラブの規模	おおむね 40 人以下
設備の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専用区画（遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画）</li> <li>・必要な設備及び備品等（ゲタ箱、ランドセル入れなど）</li> <li>・児童 1 人につきおおむね 1.65 平方メートル以上</li> </ul>
職員の人数	2 人以上（そのうちの 1 人は、補助員可）
職員の資格	保育士等の資格を有し、都道府県知事が行う研修を修了した者
開所日数	原則年間 250 日以上
開所時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平日：1 日につき 3 時間以上</li> <li>・土曜・長期休業日：1 日につき 8 時間以上</li> </ul>

## ④利用料※公立児童クラブ

通常入会	月額 7,000 円（月額利用料 6,000 円 おやつ代 1,000 円） 延長 30 分につき 100 円
一時入会 (月 5 日以内)	日額 350 円 学校休業日 850 円

## ⑤通常利用料金の減免※公立児童クラブ

事由	減免率	参考
生活保護法による生活扶助を受けている者	100%	民間の児童クラブが減免規定を適用した時は、減免分を市が補助金として、交付しています。
阿賀野市教育委員会の認定を受けた準要保護世帯	50%	
災害等に被災した家庭で家屋の被害が半壊・半焼又は床上浸水以上となった者	100%	
市民税非課税世帯	50%	
倒産、疾病等の事由により家計の主宰者の収入が減少した者		
ひとり親家庭等医療費助成受給者		
在宅障害児（者）世帯（障害者手帳 1・2 級 療育手帳 A 特別児童扶養手当受給者）		
その他市長が必要と認める者	市長が別に定める	

### (1) やすだ児童クラブ

旧安田公民館の 1 階部分で、①勉強する部屋、②体を動かして遊ぶ部屋、③休む

部屋の3室を活用し、放課後児童支援員が常時4～5名で対応しています。3室はローテーション方式で受け持たれています。

平成31年度の登録者数は、4月1日現在小学校1年生～4年生52名で、通常は建物内ですごし天気の良い日には城の内の交通公園も遊びに活用しているとのことです。

今回の調査では訪問時間が児童の利用時間より少し早めであったために、子ども達の活動状況に接することができませんでした。児童は元気に遊び、学びや生活の場として利用されているとのことでした。

また、やすだ児童クラブの施設について、平成30年度から敷地隣接のコミュニティセンター城のうちへの移転準備に入っており、施設が建築基準法上の児童施設等の基準に適合しているか否か等について、専門家からの確認や平成31年度の建築基準法における国の動向を注視しながら、早期にコミュニティセンター城のうちへの移転に取り組みたいと考えているが、今後1～2年間は現在の旧公民館を利用する予定であるとのことでした。

## (2) コスモス児童クラブ

京ヶ瀬地区の旧デイサービスセンター永寿園の建物を利用し、平成30年度から運営が開始されて、平成31年4月に民間の京ヶ瀬児童クラブと統合しました。定員70名のところ登録者数76名を放課後児童支援員8名で対応されており、阿賀野市内では利用者数が一番多い児童クラブとなっています。

京ヶ瀬児童館(0～18歳がいつでも利用可能な施設)と併設されており、また、建物入口左手には高齢者のデイサービスセンターが運営されていて、高齢者の方とのふれあいも見られるとのことでした。

定員70名に対し登録数が6名のオーバーとなっていますが、登録している児童は個々の用件などにより全員が毎日利用することはなく、日々の利用数は常時定員より低い状況とのことでした。

しかし、児童が元気いっぱい活動するには、少し部屋の狭さが感じられました。

上記2施設の視察後、委員からは、

- ・夏休みなどの長期休暇のみの各施設の利用者数や受け入れの対応
- ・利用料減免制度について
- ・コスモス児童クラブの利用者数に対し部屋が狭いのではないか
- ・基準の数字のみではなく現場を預かる放課後児童支援員の意見も聞いてみるべきではないか

との質疑がありました。

それに対し担当課からは、

- ・夏休みなどの長期休暇のみの利用者は各園で10～20名で、登録数が100%来る日はなく、対応可能である。
- ・利用料の減免は通常入会のみとなっている。
- ・コスモス児童クラブの部屋の面積については基準を満たしている。また、個々の活動に晴天の日はふるさと公園、雨天の日は京和荘の多目的ホールを利用したり配慮している。

との回答があり、今の状況が完成形ではなく、今後、放課後児童支援員の意見を聞きながら次なる方策の参考として考えて参りたいとのことでした。

以上、社会厚生常任委員会の所管事務調査の委員長報告といたします。